

●香川県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成23年2月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成22年12月31日	はら皮フ科	丸亀市川西町南1541番地
平成22年12月31日	淡河医院	坂出市寿町3丁目3番15号
平成22年12月31日	山本産婦人科医院	観音寺市本大町1495番地1
平成22年12月31日	大平商店 薬局部	三豊市山本町財田西384番地3